

○総務省告示第百十七号

地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第二十七号）の施行に伴い、並びに地方税法施行規則（昭和二十九年総務府令第二十三号）第三条の三の二第三項、第五条の二第三項、第十条第五項、第十条の二の八第三項及び第二十四条の三十九第一項の規定に基づき、地方税法施行規則第三条の三の二第三項、第五条の二第三項、第十条第五項、第十条の二の八第三項及び第二十四条の三十九第三項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準（平成三十一年総務省告示第百四十六号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

<p>地方税法施行規則第3条の3の2第3項、第5条の2第3項、第10条第5項、第10条の2の8第3項及び第24条の39第1項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準</p> <p>第1 用語の定義</p> <p>1 利用者</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）<u>第53条第65項、法第72条の32第1項又は法第321条の8第62項の規定により法人の道府県民税、法人の事業税又は法人の市町村民税（以下「法人の道府県民税等」という。）の申告を行う内国法人、法第317条の6第5項第1号又は第6項第1号の規定により給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項（以下「記載事項」という。）を提供する者及び法第747条の2第1項又は第747条の3第1項の規定により書面等地方税関係申告等又は書面等以外地方税関係申告等を行う者（当該法人の道府県民税等の申告を行う内国法人、当該記載事項を提供する者及び当該書面等地方税関係申告等又は書面等以外地方税関係申告等を行う者が税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱する場合にあっては、当該委嘱を受けた者）</u></p> <p>[2～5 略]</p> <p>6 機構サーバ</p> <p>法人の道府県民税等の申告、記載事項及び書面等地方税関係申告等又は書面等以外地方税関係申告等の記録並びに都道府県知事及び市区町村長に対するデータの送信を行うための法第761条に規定する地方税共同機構（以下「機構」という。）の使用に係る電子計算機</p> <p>[7～9 略]</p> <p>10 データ</p> <p>機構サーバに備えられた記憶媒体に記録される法人の道府県民税等の申告、記載事項及び書面等地方税関係申告等又は書面等以外地方税関係申告等に関する情報</p> <p>[11～16 略]</p> <p>第2 利用者の法人の道府県民税等の申告、記載事項の提供及び書面等地方税関係申告等又は書面等以外地方税関係申告等に係る安全性及び信頼性の確保</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 利用の方法</p> <p>利用者は、次に掲げる方法により法人の道府県民税等の申告、記載事項の提供及び書面等地方税関係申告等又は書面等以外地方税関係申告等を行わなければならないこととする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>[第3～第6 略]</p>	<p>地方税法施行規則第3条の3の2第3項、第5条の2第3項、第10条第5項、第10条の2の8第3項及び第24条の39第3項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準</p> <p>第1 用語の定義</p> <p>1 利用者</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）<u>第53条第63項、法第72条の32第1項又は法第321条の8第60項の規定により法人の道府県民税、法人の事業税又は法人の市町村民税（以下「法人の道府県民税等」という。）の申告を行う内国法人、法第317条の6第5項第1号又は第6項第1号の規定により給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項（以下「記載事項」という。）を提供する者及び法第747条の2第1項又は第747条の3第1項の規定により特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等を行う者（当該法人の道府県民税等の申告を行う内国法人、当該記載事項を提供する者及び当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等を行う者が税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱する場合にあっては、当該委嘱を受けた者）</u></p> <p>[2～5 同左]</p> <p>6 機構サーバ</p> <p>法人の道府県民税等の申告、記載事項及び特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等の記録並びに都道府県知事及び市区町村長に対するデータの送信を行うための法第761条に規定する地方税共同機構（以下「機構」という。）の使用に係る電子計算機</p> <p>[7～9 同左]</p> <p>10 データ</p> <p>機構サーバに備えられた記憶媒体に記録される法人の道府県民税等の申告、記載事項及び特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等に関する情報</p> <p>[11～16 同左]</p> <p>第2 利用者の法人の道府県民税等の申告、記載事項の提供及び特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等に係る安全性及び信頼性の確保</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 利用の方法</p> <p>利用者は、次に掲げる方法により法人の道府県民税等の申告、記載事項の提供及び特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等を行わなければならないこととする。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>[第3～第6 同左]</p>
---	---

